

(別紙)

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第4条(機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査役</u>3. <u>監査役会</u>4. <u>会計監査人</u> <p>第5条～第6条</p> <p>＜条文の記載省略＞</p> <p><u>第7条(自己株式の取得)</u></p> <p>当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第13条</p> <p>＜条文の記載省略＞</p> <p>第14条(招集者および議長)</p> <p>株主総会は、取締役会の決議にもとづいて、代表取締役がこれを招集し<u>その議長となる。</u></p> <p>＜新 設＞</p> <p>②<u>代表取締役が複数あるときは、前項の招集者および議長は、代表取締役のうち、あらかじめ取締役会が定めた者がこれにあたる。</u></p> <p>③<u>前2項の規定にもとづき議長に定められた代表取締役に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>第15条～第17条</p> <p>＜条文の記載省略＞</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4条(機関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 取締役会2. <u>監査等委員会</u> <p>＜削 除＞</p> <ol style="list-style-type: none">3. <u>会計監査人</u> <p>第5条～第6条</p> <p>＜現行どおり＞</p> <p>＜削 除＞</p> <p>第7条～第12条</p> <p>＜現行どおり＞</p> <p>第13条(招集者および議長)</p> <p>株主総会は、取締役会の決議にもとづいて、代表取締役がこれを招集する。</p> <p>②<u>株主総会の議長は、取締役会長がこれにあたる。</u></p> <p>＜削 除＞</p> <p>③<u>取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた他の取締役が株主総会の議長となる。</u></p> <p>第14条～第16条</p> <p>＜現行どおり＞</p> <p>第4章 取締役および取締役会ならびに<u>監査等委員会</u></p>

第18条(取締役の数)

当社の取締役は、12名以内とする。

<新設>

第19条(取締役の選任)

取締役は、株主総会において選任する。

②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

第20条(取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

<新設>

<新設>

<新設>

第21条(取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第17条(取締役の数)

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、12名以内とする。

②当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第18条(取締役の選任)

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

② <現行どおり>

③ <現行どおり>

第19条(取締役の任期)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選にかかる決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第20条(取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって

第22条(取締役会招集の通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ②取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

<新設>

第23条(取締役会の決議の省略)

<条文の記載省略>

<新設>

第24条(役付取締役)

取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

- ②取締役会長は、取締役会の議長となる。

③社長は、業務を総括し、取締役会長欠員または事故あるときは、取締役会の議長となる。

④副社長、専務取締役および常務取締役は、社長

定める。

第21条(取締役会招集の通知)

<現行どおり>

- ②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第22条(監査等委員会招集の通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第23条(取締役会の決議の省略)

<現行どおり>

第24条(重要な業務執行の決定の委任)

当社は、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第25条(取締役会長および社長)

取締役会は、その決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役会長1名および社長1名を定めることができる。

- ②取締役会長は、取締役会の議長となる。ただし、取締役会長に欠員または事故あるときは、他の取締役が取締役会の議長となる。

③社長は、業務を総括する。

<削除>

<p><u>を補佐して日常の業務を処理する。</u></p> <p>第25条(代表取締役) 取締役会は、その決議によって、<u>役付取締役</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>第26条(取締役の責任免除) 当社は、会社法第423条第1項の取締役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②当社は、<u>社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第27条(相談役および顧問の委嘱) <u>当社は、取締役会の決議をもって、相談役または顧問を置くことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p>第28条(監査役の数) <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>第29条(監査役の選任) <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> ②前項の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第30条(監査役の任期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任</p>	<p>第26条(代表取締役) 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>第27条(取締役の責任免除) ＜現行どおり＞</p> <p>②当社は、<u>取締役(会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約を締結することができる。</p> <p>＜削 除＞</p> <p>＜削 除＞</p> <p>＜削 除＞</p> <p>＜削 除＞</p>
---	---

<p><u>された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>第31条(監査役の報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第32条(監査役会招集の通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p><u>第33条(常勤監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>第34条(監査役の責任免除)</u> <u>当社は、会社法第423条第1項の監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>②当社は、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約を締結することができる。</u></p>	<p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第5章 計算</p>
<p><u>第35条(事業年度)</u> <条文の記載省略></p> <p><新設></p>	<p><u>第28条(事業年度)</u> <現行どおり></p> <p><u>第29条(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p>

<p>第<u>36</u>条(剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ＜新 設＞</p> <p>第<u>37</u>条(中間配当) <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>第<u>38</u>条(配当金の除斥期間) ＜条文の記載省略＞</p> <p>＜新 設＞ ＜新 設＞</p> <p>＜新 設＞</p>	<p>第<u>30</u>条(剰余金の配当の基準日) ＜現行どおり＞</p> <p><u>②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>＜削 除＞</p> <p>第<u>31</u>条(配当金の除斥期間) ＜現行どおり＞</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条(監査等委員会設置会社移行前の監査役 の責任免除等に関する経過措置)</u> <u>2016年6月開催の第140回定時株主総会終結 の会社法第423条第1項の行為に関する監査役 (監査役であった者を含む。)の責任の取締役会 による免除および社外監査役(社外監査役であ った者を含む。)と締結済みの責任限定契約につ いては、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前 の定款第34条第1項および同条第2項の定めると ころによる。</u></p> <p>第2条(附則の削除日) <u>本附則第1条および第2条は、2026年6月29日 をもって削除する。</u></p>
---	---

以上